

平成 30 年度

介護サービス事業者集団指導資料

—居宅療養管理指導—

山梨県 中北保健福祉事務所 長寿介護課

## 目次

No	項目	P
1	居宅療養管理指導の概要	P1～
2	事業所の指定等について	P3～
3	人員・設備・運営基準等について	P4～
4	報酬算定等について	P12～
5	様式・参考資料等	P25～

### 通知・様式等の掲載先

厚生労働省、山梨県からの通知、変更届等の様式などは、次のホームページに掲載されていますので、確認をお願いいたします。

①山梨県庁ホームページ⇒<http://www.pref.yamanashi.jp/>

- ・トップページ → 組織から探す → 福祉保健部 → 健康長寿推進課
- ・トップページ → 組織から探す → 福祉保健部  
→ 中北保健福祉事務所 → 長寿介護課

②WAM-NET（独立行政法人 福祉医療機構）⇒<http://www.wam.go.jp/>

- ・トップページ → 都道府県からのお知らせ→ 山梨 → 県からのお知らせ  
(トップページ左側ナビゲーション「特設サイト」内)

③厚生労働省ホームページ⇒<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/index.html>

## 総 則

### ◆ 基準及び解釈通知

	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導
基 準	基準省令「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」 (平成 11 年厚生省令第 37 号)	「山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例」 (平成 24 年 12 月 27 日山梨県条例第 58 号)
解釈通知	「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成 11 年老企第 25 条)	

## 1 居宅療養管理指導の概要

### ◆ 目 的 (県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例第 89 条、県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例第 87 条)

利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

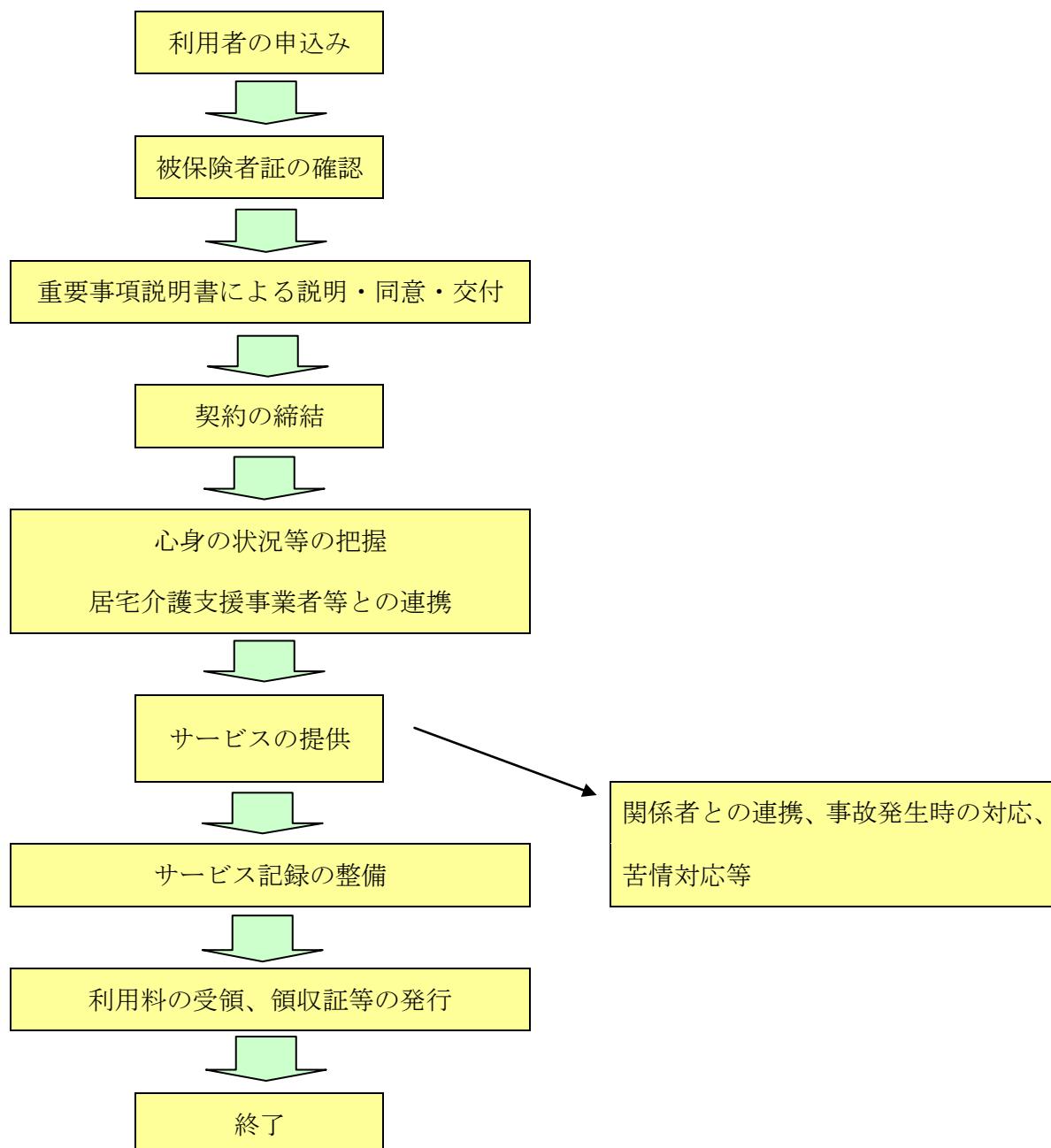
※要支援者については、「利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す」と読み替える。

### ◆ 内 容

1 医師・歯科医師	担当の医師・歯科医師が、通院が困難な利用者に対し、その居宅を訪問して行う計画的、継続的な医学的・歯科医学的管理を基に、利用者が居宅サービス計画作成を依頼する介護支援専門員に対して居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行う。
2 薬剤師	医師・歯科医師の指示に基づき、薬剤師が利用者の居宅を訪問し、利用者に対して薬学的な管理・指導を行い、介護支援専門員に対して居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行う。
3 管理栄養士	担当の医師の指示に基づき、管理栄養士が利用者の居宅を訪問し、栄養指導を行う。 ＊別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とする方や低栄養状態にあると医師が判断した方が対象
4 歯科衛生士	担当の歯科医師の指示に基づき、歯科衛生士が利用者の居宅を訪問し、療養上必要な指導として利用者の口腔内の清掃又は有床義歯の清掃に関する実地指導を行う。

※平成 30 年度介護報酬改定により、看護職員が行う指定居宅療養管理指導は、6か月の経過措置期間を含め、平成 30 年 9 月 30 日をもって廃止とする。

### ◆ 一般的なサービス提供の流れ



## 2 事業所の指定等について

### ◆ 「医療みなし」による指定

健康保険法による保険医療機関・保険薬局の指定があったときは、特例として、以下の居宅サービス事業の指定があったものとみなされる。

ただし、保険医療機関又は保険薬局の指定の取消しがあったときは、「みなし指定」も効力を失う。※介護予防サービスも同様。

保険医療機関	居宅療養管理指導、訪問看護、訪問・通所リハビリテーション
保険薬局	居宅療養管理指導

### ◆ 「別段の申出」について（介護保険法第71条第1項ただし書き、同法施行規則第129条）

介護保険法上の指定が不要の場合、「別段の申出」を知事に行うことにより「みなし指定」の扱いを受けなくなる。

- ※ 保険医療機関・保険薬局に指定された際に、山梨県健康長寿推進課から「別段の申出」を行う意向があるか、確認の通知がある。
- ※ 「別段の申出」を行った保険医療機関・保険薬局が、後日改めて事業所の指定を希望する場合には、「居宅サービス開始届」（別紙2）を山梨県健康長寿推進課に提出することで、「サービス提供開始予定日」から「みなし指定」の扱いを受けることができる。

### ◆ 変更の届出等が必要となる場合

介護保険法施行規則第131条で定める事項に変更があったとき、再開したとき、又事業を廃止・休止するときはその旨を都道府県知事に届け出る必要がある。

#### ◎ 変更届の場合（変更があったときから 10日以内）

- ① 事業所の名称及び所在地
- ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- ③ 提供する居宅療養管理指導の種類
- ④ 事業所の建物の構造、専用区画等
- ⑤ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 新しく追加された項目
- ⑥ 運営規程 （※通常の事業の実施地域を記載する。変更した場合は要届出。）
- ⑦ 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

#### ◎ 再開届の場合（再開したときから 10日以内）

- ① 再開した年月日

## ◎ 休止・廃止届の場合（廃止又は休止する日の1月前まで）

- ① 廃止又は休止する年月日
- ② 廃止又は休止しようとする理由
- ③ 現に指定居宅サービスを受けている者に対する措置
- ④ 休止する場合にあっては、休止の予定期間

提出部数 1部 ※ 平成22年7月1日から副本の提出は不要としています。  
届出書の控えを事業所で保管するようにしてください。

## 3 人員・設備・運営基準等について

### ◆ 基準の性格（平成11年老企第25号）

- ◎ 基準は、指定居宅サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度を定めたものであり、指定事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならない。
- ◎ 指定事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準を満たさない場合には、指定居宅サービス等の指定又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、都道府県は①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業所名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由がなく当該勧告に係る措置を採らなかつたときは、措置を採るよう命令することができる。③の命令をした場合には、事業所名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。なお、③の命令に従わない場合には、指定取り消し、又は相当の期間を定めて指定の全部あるいは一部の効力を停止することができる。

### ◆ 基本方針 1ページに記載。

### ◆ 人員基準（居宅サービス条例90条、予防サービス条例88条）

従業者 の員数	病院・診療所	医師又は歯科医師  薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。）または管理栄養士  ※提供するサービスの内容に応じた適当数
	薬局	薬剤師

◆ 設備に関する基準 (居宅サービス条例第91条、予防サービス条例第89条)

設備・備品等	1 病院・診療所・薬局であること
	2 必要な広さの専用区画・サービス提供に必要な設備・備品等を備える

◆ 運営基準

◎ 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導の共通事項

	基準省令からの抜粋	解釈通知からの抜粋
1 内容及び手続の説明及び同意	サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、居宅療養管理指導従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる <u>重要事項を記した文書</u> を <u>交付</u> して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の <u>同意</u> を得なければならない。	以下は重要事項説明書に記載が必要。 ①運営規程の概要 ②従事者の勤務体制 ③事故発生時の対応 ④苦情処理の体制等 ⑤その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 ○同意は、双方保護の立場から書面によつて確認することが望ましい。
2 提供拒否の禁止	正当な理由なく居宅療養管理指導の提供を拒んではならない。	原則として、利用申込に対しては応じなければならない。 <u>拒むことのできる正当な理由</u> ①事業所の現員からは利用申し込みに応じきれない場合 ②利用申込者の居住地が事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③利用者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合
3 サービス提供困難時の対応	利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）への連絡、適当な他の居宅療養管理指導事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。	正当な理由により、自ら適切なサービスを提供することが困難である場合には、利用申込者に係る居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

	基準省令からの抜粋	解釈通知からの抜粋
4 受給資格等の確認	<p>(1) サービス提供を求められた場合は、その者の提示する<u>被保険者証</u>によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>(2) 認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するよう努めなければならない。</p>	<p>①利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期間を確かめなければならない。</p> <p>②<u>認定審査会意見</u>が記載されているときは、これに配慮して提供するよう努めるべきである。</p>
5 要介護認定の申請に係る援助	<p>(1) <u>要介護認定を受けていない利用申込者</u>については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう<u>必要な援助</u>を行わなければならない。</p> <p>(2) 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する<u>30日前</u>にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>①要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、サービス利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえ、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>②要介護認定の有効期間が原則として6か月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から30日以内に行われることとされることを踏まえ、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。</p>
6 心身の状況等の把握	サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）が開催する <u>サービス担当者会議等</u> を通じて、利用者の心身の状況、病歴、服薬歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	

	基準省令からの抜粋	解釈通知からの抜粋
7 居宅介護支援事業者等との連携	(1) サービスを提供するに当たっては <u>居宅介護支援事業者</u> （指定介護予防支援事業者）その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との <u>密接な連携</u> に努めなければならない。 (2) <u>サービス提供の終了</u> に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に対する <u>情報の提供</u> 並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との <u>密接な連携</u> に努めなければならない。	
8 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	<u>居宅サービス計画</u> が作成されている場合は、当該計画に沿った指定居宅療養管理指導を提供しなければならない。	
9 身分を証する書類の携行	居宅療養管理指導従業者に <u>身分を証する書類</u> を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。	利用者が安心してサービスの提供を受けられるよう、事業者は、事業所の従事者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。この証書等には、居宅療養管理指導事業所の名称、従事者の氏名を記載するものとし、写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。
10 サービスの提供の記録	(1) 居宅療養管理指導を提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費（介護予防サービス費）の額その他必要な事項を、 <u>利用者の居宅サービス計画を記載した書面</u> 又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。 (2) サービスを提供した際には、提供了 <u>具体的なサービスの内容等を記録</u> するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。	①利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、事業者は、サービスを提供した際には、サービスの提供日、内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならない。 ②サービスの提供日、提供了した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の連携を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。

	基準省令からの抜粋	解釈通知からの抜粋
1 1 利用料等の受領	<p>(1)法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>(2)法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、<u>不合理な差額</u>が生じないようにしなければならない。</p> <p>(3)前二項の支払を受ける額のほか、指定居宅療養管理指導の提供に要する<u>交通費の額の支払を利用者から受けることができる</u>。</p> <p>(4)前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について<u>説明</u>を行い、利用者の<u>同意</u>を得なければならない。</p>	<p>①法定代理受領サービスとして提供される指定居宅療養管理指導についての利用者負担として、<u>居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額の1割又は2割</u>法第50条若しくは第60条又は第69条第3項の規定の適用により保険給付の率が9割又は8割でない場合については、それに応じた割合)<u>の支払を受けなければならない</u>ことを規定したもの。(※)</p> <p>②利用料の額と、指定居宅療養管理指導に係る費用の額の間に、不合理な差額を設けてはならない。 なお、介護保険給付の対象となる<u>指定居宅療養管理指導のサービスと明確に区分されるサービス</u>については、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。</p> <p>イ 利用者に、当該事業が指定居宅療養管理指導の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを<u>説明</u>し、<u>理解</u>を得ること。</p> <p>ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定居宅療養管理指導の<u>運営規程</u>とは別に定められていること。</p> <p>ハ 会計が<u>指定居宅療養管理指導の事業の会計と区分</u>されていること。</p> <p>③指定居宅療養管理指導の提供に関して、利用料のほかに、交通費(通常の事業の実施地域内の交通費を含む。)の額の支払を受けることができる。</p> <p>保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認めない。</p> <p>④交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(※平成30年8月から、現役並みの所得のある利用者は3割負担となります。)</p>
1 2 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない居宅療養管理指導に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した居宅療養管理指導の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した <u>サービス提供証明書</u> を利用者に対して交付しなければならない。	利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、事業者は、法定代理受領サービスでない居宅療養管理指導に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した居宅療養管理指導の内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

	基準省令からの抜粋	解釈通知からの抜粋
13 利用者に関する市町村への通知	<p>事業者は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を<u>市町村に通知しなければならない。</u></p> <p>① 正当な理由なしに居宅療養管理指導の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態（要支援状態）の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態等又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、既に支払った保険給付の徴収又は保険給付の制限を行うことができることに鑑み、事業者が、利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。</p>
14 管理者の責務	<p>(1)管理者は、当該事業所の<u>従業者の管理</u>及び利用の<u>申込みに係る調整</u>、業務の<u>実施状況の把握</u>その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>(2)管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるための<u>指揮命令</u>を行うものとする。</p>	<p>管理者の責務を、従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。</p>
15 運営規程	<p>指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「<u>運営規程</u>」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>①事業の<u>目的</u>及び運営の<u>方針</u>      ②従業者の<u>職種</u>、<u>員数</u>及び<u>職務の内容</u>      ③<u>営業日</u>及び<u>営業時間</u>      ④指定居宅療養管理指導の<u>種類</u>及び利用料その他の費用の額      ⑤通常の事業の実施地域 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新</span>      ⑥その他運営に関する<u>重要事項</u></p>	<p>事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定居宅療養管理指導の提供を確保するため、規程を定めることを義務づけたもの。なお、「指定居宅療養管理指導の種類」としては、当該事業所により提供される指定居宅療養管理指導の提供者の職種（医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士）ごとの種類を規定するものである。</p>
16 勤務体制の確保等	<p>(1)利用者に対し適切な指居宅療養管理指導を提供できるよう事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>(2)事業所ごとに、<u>当該事業所の従業者</u>によって指定居宅療養管理指導を提供しなければならない。</p> <p>(3)事業者は、居宅療養管理指導従業者の資質の向上のために、その<u>研修の機会</u>を確保しなければならない。</p>	<p>次の点に留意する必要がある。</p> <p>①事業所ごとに、原則として<u>月ごとの勤務表</u>を作成し、従事者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。      ②事業所の従事者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従事者を指すものである。職種によっては、労働者派遣法に規定する派遣労働者であってはならない。      ③事業所の従業者たる居宅療養管理指導従事者の質の向上を図るために、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものである。</p>

	基準省令からの抜粋	解釈通知からの抜粋
17 衛生管理等	(1) <u>従業者の清潔の保持及び健康状態</u> について、必要な管理を行わなければならない。 (2) <u>事業所の設備及び備品等</u> について、 <u>衛生的な管理</u> に努めなければならない。	事業者は、従事者が感染源となることを予防し、また従事者を感染の危険から守るために、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。
18 掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる <u>重要事項を掲示</u> すること。	
19 秘密保持等	(1) 従業者は、正当な理由がなく、その <u>業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない</u> 。 (2) 事業者は、事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、 <u>必要な措置</u> を講じなければならない。 (3) 事業者は、サービス担当者会議等において、 <u>利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意</u> を、あらかじめ <u>文書</u> により得ておかなければならない。	①事業所の従事者その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。 ②事業者は、従業者が、従業者でなくなつた後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えは違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととする。 ③サービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要がある。この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。
20 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の <u>財産上の利益</u> を供与してはならない。	居宅介護支援の公正中立性を確保するために、事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。

	基準省令からの抜粋	解釈通知からの抜粋
2 1 苦情処理	<p>(1)利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2)苦情を受けた場合には当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>(3)市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、<u>市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならぬ。</u></p> <p>(4)<u>市町村からの求め</u>があった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p>(5)利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、<u>国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならぬ。</u></p> <p>(6)国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p>	<p>①「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者に<u>サービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載</u>するとともに、事業所に<u>掲示</u>すること等である。</p> <p>②苦情に対し、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、その内容等を記録することを義務付けたものである。</p> <p>また、苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。</p> <p>なお、苦情の内容等の記録は、<u>2年間保存</u>しなければならない。</p> <p>③(3)は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生じることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。</p>
2 2 事故発生時の対応	<p>(1)利用者に対するサービス提供により<u>事故が発生</u>した場合は、<u>市町村</u>、当該利用者の<u>家族</u>、当該利用者に係る<u>居宅介護支援事業者等</u>に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2)事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>(3)事業者は、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	<p>事業者は、利用者に対する居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととともに、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないとしたものである。</p> <p>なお、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、<u>2年間保存</u>しなければならない。</p> <p>このほか以下の点に留意するものとする。</p> <p>①利用者に対する居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましい。</p> <p>②事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため損害賠償保険に加入しておくか又は賠償資力を有することが望ましいこと。</p> <p>③事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じること。</p>

	基準省令からの抜粋	解釈通知からの抜粋
23 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅療養管理指導の事業の会計と <u>その他の事業の会計を区分しなければならない。</u>	事業所ごとに経理を区分するとともに、居宅療養管理指導の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、別に通知するところによるものであること。
24 記録の整備	(1) <u>従業者、設備、備品、会計</u> に関する諸記録を整備しておかなければならない。 (2)利用者に対する居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から <u>2年間保存しなければならない。</u> ①提供した <u>具体的なサービスの内容</u> 等の記録、 ② <u>市町村への通知</u> に係る記録、 ③ <u>苦情</u> の内容等の記録、 ④ <u>事故</u> の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(2)の居宅療養管理指導の提供に関する記録には、 <u>診療録</u> 、医師又は歯科医師の指示に基づく <u>薬剤管理指導計画</u> 及び <u>診療録</u> が含まれる。

#### 4 報酬算定等について

平成30年度報酬改定変更点 同一建物 → 単一建物

##### (単一建物居住者) (新)

- 当該利用者が居住する建築物に居住する者のうち、当該居宅療養管理指導事業所の医師等が、同一月に訪問診療、往診又は指定居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者

##### ※単一建物居住者の人数について

単一建物居住者の人数は、同一月における以下の利用者の人数をいう。

- 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居または入所している利用者
- 小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに限る）、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス（宿泊サービスに限る）、介護予防小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに限る）、介護予防認知症対応型共同生活介護などのサービスを受けている利用者
- ただし、ユニット数が3以下の認知症対応型共同生活介護事業所については、それぞれのユニットにおいて、居宅療養管理指導費を算定する人数を、単一建物居住者の人数とみなすことができる。また、1つの居宅に居宅療養管理指導費の対象となる同居する同一世帯の利用者が2人以上いる場合の居宅療養管理指導費は、利用者ごとに「単一建物

居住者が 1 人の場合」を算定する。さらに、居宅療養管理指導費について、当該建築物において当該居宅療養管理指導事業所が居宅療養管理指導を行う利用者数が、当該建築物の戸数の 10%以下の場合または当該建築物の戸数が 20 戸未満であって、当該居宅療養管理指導を行う利用者が 2 人以下の場合には、それぞれ「单一建物居住者が 1 人の場合」を算定する。

参考（同一建物居住者）（旧）

- 当該利用者と同一建物に居住する他の利用者に対して指定居宅療養管理指導事業所の医師等が同一日に訪問診療、往診又は指定居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者

### 1) 医師・歯科医師が行う場合（月 2 回を限度）

#### 医師が行う場合

居宅療養管理指導費（I）	单一建物居住者が 1 人	507 単位
	单一建物居住者が 2 ~ 9 人	483 単位
	单一建物居住者が 10 人以上	442 単位
居宅療養管理指導費（II）	单一建物居住者が 1 人	294 単位
	单一建物居住者が 2 ~ 9 人	284 単位
	单一建物居住者が 10 人以上	260 単位

#### 歯科医師が行う場合

居宅療養管理指導費	单一建物居住者が 1 人	507 単位
	单一建物居住者が 2 ~ 9 人	483 単位
	单一建物居住者が 10 人以上	442 単位

#### 算定にあたっての留意事項

##### ① 算定内容

通院困難な要支援・要介護者の居宅を訪問し、計画的かつ継続的な医学的管理に基づいて…

- (1) 介護支援専門員にケアプラン作成等に必要な情報を提供
- (2) 利用者、家族に介護サービス利用上の留意事項、介護方法等についての指導・助言を行った場合に算定する

注：介護支援専門員への情報提供がない場合には算定できることとなるため留意

- 月に複数回の居宅療養管理指導を行う場合であっても、毎回情報提供を行うことが必要
- 介護支援専門員によるケアプランの作成が行われていない利用者に対しては、情報提供が行われていなくても算定できる。ただし、他の介護サービスを利用している場合にあっては、必要に応じて、利用者・家族の同意を得た上で、当該介護サービス事業所に情報提供、助言を行う。

## ② 介護支援専門員に対する情報提供の方法

- ・ ケアプランの作成等に必要な情報提供は、サービス担当者会議への参加により行うことを基本とする（必ずしも文書等による必要はない）。
- ・ 当該会議への参加が困難な場合やサービス担当者会議が開催されない場合等においては、下記の「情報提供すべき事項」（薬局薬剤師に情報提供する場合は、診療状況を示す文書等の内容も含む。）について、原則として、文書等（メール、FAX等でも可）により、ケアマネジャー等に対して情報提供を行うことで足りる。
- ・ サービス担当者会議等への参加により情報提供を行った場合は、診療録等にその情報提供の要点を記載する。居宅療養管理指導の記録部分については、下線や枠囲み等によって、他の記載と区別できるようにする必要がある。
- ・ 文書等により情報提供を行った場合については、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存する。

### （情報提供すべき事項）

- (a) 基本情報（医療機関名、住所、連絡先、医師・歯科医師氏名、利用者の氏名、生年月日、性別、住所、連絡先等）
- (b) 利用者の病状、経過等
- (c) 介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等
- (d) 利用者の日常生活上の留意点

※医科診療報酬点数表における診療情報提供料に定める様式を活用して行うことも可

## ③ 利用者・家族等に対する指導又は助言の方法

- ・ 介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等に関する指導または助言は、文書等の交付により行いうよう努める。
- ・ 口頭での指導または助言を行った場合については、その要点を診療録等に記載する。居宅療養管理指導の記録部分については、下線や枠囲み等によって、他の記載と区別できるようにする必要がある。
- ・ 文書等により指導又は助言を行った場合については、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存する。

## ④ 居宅療養管理指導料（Ⅱ）の算定となる場合

- ・ 当該医師が当該月に医療保険において「在宅時医学総合管理料」又は「施設入居時等医学総合管理料」を当該利用者について算定した場合には、当該医師に限り居宅療養管理指導費（Ⅱ）を算定する。

## ⑤ 算定回数について

- ・ 主治の医師及び歯科医師が、1人の利用者について、それぞれ月2回まで算定することができます。

⑥ 算定日について

- ・ 算定日は、当該月の訪問診療又は往診を行った日とする。
- ・ 請求明細書の摘要欄には、訪問診療もしくは往診の日又は当該サービス担当者会議に参加した場合においては、参加日若しくは参加が困難な場合においては、文書等を交付した日を記入する。

## 2) 薬剤師が行う場合

病院又は診療所の薬剤師 (月2回限度)	単一建物居住者が1人	558単位
	単一建物居住者が2~9人	414単位
	単一建物居住者が10人以上	378単位
薬局の薬剤師 (月4回限度)	単一建物居住者が1人	507単位
	単一建物居住者が2~9人	376単位
	単一建物居住者が10人以上	344単位

\* 「单一建物居住者」については医師・歯科医師が行う場合を参照

麻薬管理指導加算	内 容
100単位	疼痛緩和のため厚生労働大臣が定める特別な薬剤の投薬が行われている利用者に対し、当該薬剤の使用に関する薬学的管理指導を行った場合に加算

### 算定にあたっての留意事項

① 算定内容

通院困難な要支援・要介護者の居宅を訪問し、医師又は歯科医師の指示に基づき

- (1) 薬局薬剤師については、薬学的管理指導計画を作成し、
- (2) 利用者、家族に薬歴管理、服薬指導、薬剤服用状況、薬剤管理状況等の薬学的管理指導を行い、
- (3) 医師又は歯科医師に報告した上で、**介護支援専門員にケアプラン作成等に必要な情報**を**提供**した場合に算定する。

注：介護支援専門員への情報提供がない場合には算定できないこととなるため留意

\*介護支援専門員によるケアプランが作成されていない場合は医師、歯科医師が行う場合の取扱いと同様

② 薬局薬剤師の策定する「薬学的管理指導計画」について

- ・ 原則として、利用者の居宅を訪問する前に策定する
- ・ 処方医から提供された情報提供等に基づき（必要に応じ処方医と相談）、他の医療関係職種と情報を共有しながら、利用者の心身の特性、処方薬剤を踏まえて作成する。
- ・ 記載内容：薬剤の管理方法、処方薬剤の副作用、相互作用等を確認した上で、実施すべき指導の内容、利用者宅への訪問回数、訪問間隔等を記載する。

- ・保存方法：薬剤服用歴の記録に添付する等の方法により保存する
- ・計画見直し：訪問後、必要に応じ新たに得られた情報を踏まえて見直しを行う  
处方薬剤の変更があった場合、他職種から情報提供を受けた場合にも適宜見直しを行う

③ 利用者・家族等に対する指導について

- ・提供した居宅療養管理指導の内容について、利用者又はその家族等に対して積極的に文書等にて提出するよう努め、速やかに記録を作成する。



**薬局薬剤師の場合：『薬剤服用歴の記録』に記載**

- ア 利用者の基礎情報として、利用者の氏名、生年月日、性別、介護保険の被保険者証の番号、住所、必要に応じて緊急時の連絡先等
- イ 処方及び調剤内容として、処方した医療機関名、処方医氏名、処方日、処方内容、調剤日、処方内容に関する照会の内容等
- ウ 利用者の体質、アレルギー歴、副作用歴、薬学的管理に必要な利用者の生活像等
- エ 疾患に関する情報として、既往歴、合併症の情報、他科受診において加療中の疾患
- オ 併用薬等（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及びいわゆる健康食品を含む。）の情報及び服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況等
- カ 服薬状況（残薬の状況を含む。）
- キ 副作用が疑われる症状の有無（利用者の服薬中の体調変化を含む。）及び利用者又はその家族等からの相談事項の要点
- ク 服薬指導の要点
- ケ 訪問の実施日、訪問した薬剤師の氏名
- コ 処方医から提供された情報の要点
- サ 訪問に際して実施した薬学的管理の内容（薬剤の保管状況、服薬状況、残薬の状況、投薬後の併用薬剤、投薬後の併診、副作用、重複服用、相互作用等に関する確認、実施した服薬支援措置等）
- シ 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点
- ス 処方医以外の医療関係職種との間で情報を共有している場合にあっては、当該医療関係職種から提供された情報の要点及び当該医療関係職種に提供した訪問結果に関する情報の要点

**医療機関の薬剤師の場合：『薬剤管理指導記録』に記載（最後の記入日から最低3年間保存）**

- ア 利用者の氏名、生年月日、性別、住所、診療録の番号
- イ 利用者の投薬歴、副作用歴、アレルギー歴
- ウ 薬学的管理指導の内容（医薬品の保管状況、服薬状況、残薬の状況、重複投薬、配合禁忌等に関する確認及び実施した服薬支援措置を含む。）
- エ 利用者への指導及び利用者からの相談の要点
- オ 訪問指導等の実施日、訪問指導を行った薬剤師の氏名
- カ その他の事項

④ 医師、歯科医師への報告、情報提供について

- ・提供した居宅療養管理指導の内容について医師又は歯科医師に報告する  
→薬局薬剤師にあっては、訪問結果について必要な情報提供を文書で行う。
- ・薬局薬剤師にあっては、必要に応じて、処方医以外の医療関係職種に対しても、居宅

療養管理指導の結果及び当該医療関係職種に対する療養上の指導に関する留意点について情報提供する。

- 利用者に投薬された医薬品について、『医薬品緊急安全性情報』『医薬品・医療機関等安全性情報』の情報を知ったときは、速やかに文書により主治医に情報提供し、必要に応じ利用者に薬学的管理指導を行う。
- 医師又は歯科医師は、薬剤師への指示事項及び実施後の薬剤師からの報告による留意事項を記載する。

※当該記録は診療録に記載してもよいが、下線又は枠で囲むなど他の記録と区別できるようにしておく。

※薬局薬剤師からの文書による訪問結果の情報提供は、診療録に添付する等により保存。

## ⑤ 算定回数について

医療機関の薬剤師	薬局薬剤師
月2回限度	月4回限度
・月2回算定する場合は、算定する日の間隔は6日以上とする。	・月2回以上算定する場合、算定する日の間隔は6日以上とする。(がん末期患者、中心静脈栄養を受けている者は除く) ・がん末期患者及び中心静脈栄養を受けている者については週2回かつ月8回に限り算定できる。

- 現に他の医療機関又は薬局の薬剤師が居宅療養管理指導を行っている場合は算定しない。  
→ただし、かかりつけの「在宅基幹薬局」が普段から連携する「サポート薬局」と薬学的管理指導計画の内容を共有し、事前に利用者や家族の同意を得て、緊急時などに基幹薬局に代わってサポート薬局が対応した場合は算定できる。保険請求は基幹薬局が行う。

## この場合の取扱い

- サポート薬局は、薬剤服用歴の記録を作成して基幹薬局と情報を共有する。
- 基幹薬局はサポート薬局の名称と自ら対応できなかった理由を薬剤服用歴に記載するほか、請求明細書の摘要欄にサポート薬局が居宅療養管理指導を実施した日付等を記載する。
- 医師・歯科医師への訪問結果の報告や介護支援専門員への必要な情報提供等は基幹薬局が行う。

## ⑥ 麻薬管理指導加算について（1回につき100単位を所定単位に加算）

### ・ 加算内容

- 麻薬の投薬が行われている利用者に対して
- 定期的に、投与されている麻薬の服薬状況、残薬の状況、保管状況について確認し、
- 残薬の適切な取扱い方法も含めた保管取扱い上の必要な指導を行うとともに
- 麻薬による鎮痛効果や副作用の有無の確認を行った場合に算定する。
- 薬局薬剤師にあっては、処方せん発行医に必要な情報を提供することが必要。

※麻薬とは：「麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第2条第1号に規定する麻薬」のうち、使用薬剤の購入価格(薬価基準)(平成14年厚生労働省告示第87号)に収載されている医薬品であり、以降、改定がなされた際には、改定後の最新の薬価基準に収載されているものを意味する。

### ・ 必要な記録

#### **薬局薬剤師の場合：『薬剤服用歴の記録』に居宅療養管理指導の記録に加えて記載**

- ア 訪問に際して実施した麻薬に係る薬学的管理指導の内容（麻薬の保管管理状況、服薬状況、残薬の状況、麻薬注射剤等の併用薬剤、疼痛緩和の状況、麻薬の継続又は增量投与による副作用の有無などの確認等）
- イ 訪問に際して行った患者及び家族への指導の要点（麻薬に係る服薬指導、残薬の適切な取扱方法も含めた保管管理の指導等）
- ウ 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報（麻薬の服薬状況、疼痛緩和及び副作用の状況、服薬指導の内容等に関する事項を含む。）の要点
- エ 利用者又は家族から返納された麻薬の廃棄に関する事項（都道府県知事に届け出た麻薬廃棄届の写しを薬剤服用歴の記録に添付することで差し支えない。）

#### **医療機関の薬剤師の場合：『薬剤管理指導記録』に居宅療養管理指導の記録に加えて記載**

- ア 麻薬に係る薬学的管理指導の内容（麻薬の保管管理状況、服薬状況、残薬の状況、疼痛緩和の状況、副作用の有無の確認等）
- イ 麻薬に係る利用者及び家族への指導・相談事項（麻薬に係る服薬指導、残薬の適切な取扱方法も含めた保管管理の指導等）
- ウ 利用者又は家族から返納された麻薬の廃棄に関する事項
- エ その他の麻薬に係る事項

## 3) 管理栄養士が行う場合（月2回限度）

单一建物居住者が1人	537単位
单一建物居住者が2～9人	483単位
单一建物居住者が10人以上	442単位

\* 「单一建物居住者」については医師・歯科医師が行う場合を参照

## 算定にあたっての留意事項

### ① 算定内容

- (1) 特別食の必要性や低栄養状態にあると医師が判断した通院による療養が困難な利用者に対して
- (2) 医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、薬剤師その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成し
- (3) 当該計画を利用者、家族等に交付するとともに、栄養ケア計画に従った栄養管理に係る情報提供及び栄養食事相談又は助言を30分以上行った場合に算定する。

特別食：疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く。）

- ・心臓疾患等の患者に対する減塩食
- ・十二指腸潰瘍の患者に対する潰瘍食
- ・侵襲の大きな消化管手術後の患者に対する潰瘍食
- ・クローン病及び潰瘍性大腸炎等で腸管の機能が低下している者に対する低残渣食
- ・高度肥満症（肥満度が+40%以上又はBMIが30以上）の患者に対する治療食
- ・高血圧の患者に対する減塩食（食塩相当量の総量が6.0グラム未満のものに限る）
- ・嚥下困難者（そのために摂食不良となった者も含む）のための流動食

も居宅療養管理指導の対象となる特別食に含まれる

### ② 管理栄養士が行う必要なプロセス

- (1) 利用者の低栄養状態のリスクを把握する（以下「栄養スクリーニング」）。
- (2) 栄養スクリーニングを踏まえ、利用者の解決すべき課題を把握する（以下「栄養アセスメント」）。
- (3) 栄養アセスメントを踏まえ、管理栄養士は、医師、歯科医師、看護師、薬剤師その他の職種の者と共に、以下を記載した栄養ケア計画を作成する。

- ・利用者ごとに摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮された栄養補給に関する事項（栄養補給量、補給方法等）
- ・栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容、利用者又は家族が主体的に取り組むことができる具体的な内容及び相談の実施方法等）
- ・解決すべき事項に対し関連職種が共同して取り組むべき事項等

- (4) 作成した栄養ケア計画は、利用者又はその家族に説明し、その同意を得る。
- (5) 栄養ケア計画に基づき、利用者に栄養管理に係る必要な情報提供及び栄養食事相談又は助言を実施する
- (6) 栄養ケア計画に実施上の問題（栄養補給方法の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等）があれば直ちに当該計画を修正する。
- (7) 他のサービス等において食生活に関する配慮等が必要な場合には、当該利用者に係る居宅療養管理指導の指示を行った医師を通じ、介護支援専門員に対して情報

提供を行う。

- (8) 利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、栄養状態のモニタリングを行い、当該居宅療養管理指導に係る指示を行った医師に対する報告を行うこと。

※低栄養状態のモニタリングにおいては、利用者個々の身体状況等を勘案し必要に応じて体重を測定するなど、BMIや体重減少率等から利用者の栄養状態の把握を行う。

- (9) 概ね3ヶ月を目途として、低栄養状態のリスクについて、栄養スクリーニングを実施し、医師の指示のもとに関連職種と共同して当該計画の見直しを行う。

- (10) 利用者ごとに栄養ケアの提供内容の要点を記載する。なお、交付した栄養ケア計画は、栄養ケア提供記録に添付する等により保存する。

※人員、設備及び運営に関する基準に規定する「サービスの提供の記録」において栄養ケア計画に従い利用者の状況を定期的に記録する場合は、これとは別に居宅療養管理指導費算定のための記録を定期的にする必要はない。

### ③ その他留意事項

- ・ 管理栄養士は常勤である必要はなく、要件に適合した指導が行われていれば算定できる。
- ・ 請求明細書の摘要欄には訪問日を記載すること。
- ・ 当該居宅療養管理指導に係わる指示を行った医師は、指示した内容の要点を記載し、共同で作成した栄養ケア計画を添付する等により保存する。

当該記録は診療録に記載してもよいが、下線又は枠で囲むなど他の記録と区別できるようにしておく。

## 4) 歯科衛生士等が行う場合（月4回限度）

単一建物居住者が1人	355単位
単一建物居住者が2～9人	323単位
単一建物居住者が10人以上	295単位

\* 「单一建物居住者」については医師・歯科医師が行う場合を参照

### 算定にあたっての留意事項

#### ① 算定内容

- (1) 訪問歯科診療を行った通院が困難な利用者に対して、当該訪問診療を行った医師の指示に基づき
- (2) 当該医療機関に勤務する、歯科衛生士、保健師又は看護職員が利用者宅を訪問し、歯科医師、歯科衛生士、その他の職種の者が共同して口腔衛生状態、摂食・嚥下機能に配慮した管理指導計画を作成し
- (3) 当該計画を利用者、家族等に交付するとともに、利用者の居宅を訪問し管理指導計画に従った療養上必要な実地指導を1対1で20分以上行った場合に算定する。

## ② 算定できる期間について

- 指示を行った歯科医師の訪問診療の日から起算して3月以内に行われた場合に算定する。

## ③ 居宅療養管理指導算定の対象となる時間について

- 実際に指導を行った時間をいうものであり、指導のための準備や利用者の移動に要した時間等は含まない。

## ④ その他留意事項

- 請求明細書の摘要欄に当該居宅療養管理指導に係る指示を行った歯科医師が訪問診療を行った日と歯科衛生士等の訪問日を記入すること。
- 実地指導に係わる記録を作成し、交付した管理指導計画を当該記録に添付する等により保存する。
- 利用者ごとに以下を明記し、指示を行った歯科医師に報告する  
利用者氏名、訪問先、訪問日、指導の開始及び終了時刻、指導の要点、解決すべき課題の改善等に関する要点、歯科医師からの指示等、歯科医師の訪問診療に同行した場合には当該歯科医師の診療開始及び終了時刻、担当者の署名
- 利用者の口腔機能の状況から医療における対応の必要が疑われる場合は、利用者又は家族等の同意を得て、指示を行った歯科医師、歯科医師を通じた居宅介護支援事業所等への情報提供等適切な措置を講じる。
- 指示を行った歯科医師は、指示した内容の要点を記載し、共同で作成した管理指導計画を添付する等により保存する。  
管理指導計画の見直しにあたっては歯科衛生等の報告をうけ歯科医師の訪問診療の結果等に基づき指示した内容（療養上必要な実地指導の継続の必要性等）の要点を記載し、共同で作成した管理指導計画を添付する等により保存する。

当該記録は診療録に記載してもよいが、下線又は枠で囲むなど他の記録と区別できるようにしてておく。

## ⑤ 歯科衛生士等が行う必要なプロセス

- 利用者の口腔衛生、摂食・嚥下機能等の口腔機能のリスクを把握する（以下「口腔機能スクリーニング」）。
- （1）を踏まえ、利用者の解決すべき課題を把握する（以下「口腔機能アセスメント」）。
- （2）を踏まえ、歯科医師、歯科衛生士その他の職種の者が共同して、利用者ごとに以下を記載した管理指導計画を作成する。

- 口腔衛生に関する事項（口腔内の清掃、有床義歯の清掃等）
- 摂食・嚥下機能に関する事項（摂食・嚥下機能の維持・向上に必要な実施指導、歯科保健のための食生活指導等）
- 解決すべき課題に対し関連職種が共同して取り組むべき事項等
- 利用者の疾病の状況及び療養上必要な実地指導内容や訪問頻度等の具体的な計画

- (4) 作成した管理指導計画を利用者又はその家族に説明し、その同意を得る。
- (5) 管理指導計画に基づき、利用者に療養上必要な実地指導を実施する。
- (6) 管理指導計画に実施上の問題（口腔清掃方法の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直し等）があれば直ちに当該計画を修正する。
- (7) 利用者の口腔機能に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、口腔機能のモニタリングを行い、指示を行った歯科医師に報告を行う



- ・口腔衛生の評価、反復唾液嚥下テスト等から利用者の口腔機能の把握を行う。

- (8) 概ね3月を目途として、口腔機能のリスクについて、口腔機能スクリーニングを実施し指示を行った歯科医師に報告し、歯科医師による指示に基づき、必要に応じて、歯科医師その他の職種と共同して管理指導計画の見直しを行う。
- (9) 人員、設備及び運営に関する基準に規定する「サービスの提供の記録」において管理指導計画に従い利用者の状況を定期的に記録する場合は、これとは別に居宅療養管理指導費算定のための記録を定期的にする必要はない。

## 5) 共通

<平成30年度報酬改定より新設>

加算名	加算単位数
(1) 特別地域居宅療養管理指導加算	所定単位数×15%
(2) 中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数×10%
(3) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数×5%

※上記(1)の加算又は(2)の加算を算定する場合においては、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」において、加算を算定する旨を届ける必要がある。なお、(3)の加算を算定する場合は届出の提出は不要。（詳細は以下を参照。）

※「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出は、当該加算等を行う月の前月の15日までに県（各保健福祉事務所）に提出する必要がある。

※(1)又は(2)の加算を算定している場合において、事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合には、速やかにその旨の届出（いわゆる「加算の取り下げ」）を県（各保健福祉事務所）に行うこと。また、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとし、この場合に届出を行わず、当該算定について請求を行った場合には、不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となり、返還措置を講ずることとなる。

(1) 特別地域居宅療養管理指導加算	
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅療養管理指導事業所が 指定居宅療養管理指導を行った場合	所定単位数×15%

◎別に厚生労働大臣が定める地域
・別添「報酬評価の対象となる地域指定」参照
□留意事項
・本加算を算定する場合は、 <u>介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出が必要。</u>
・本加算を算定する場合は、別添「報酬評価の対象となる地域指定」の「特別地域加算対象地域」に事業所が所在している必要がある。
△提出書類
・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）
・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1・1-2）

(2) 中山間地域等における小規模事業所加算
別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定居宅療養管理指導事業所が指定居宅療養管理指導を行った場合 所定単位数×10%
◎別に厚生労働大臣が定める地域（いわゆる「地域に関する状況」）
・別添「報酬評価の対象となる地域指定」参照
◎別に厚生労働大臣が定める施設基準（いわゆる「規模に関する状況」）
イ医師が行う指定居宅療養管理指導の場合にあっては、 <u>1月当たり延べ訪問回数が50回以下（予防においては5回以下）</u> の指定居宅療養管理指導事業所であること。
ロ歯科医師が行う指定居宅療養管理指導の場合にあっては、 <u>1月当たり延べ訪問回数が50回以下（予防においては5回以下）</u> の指定居宅療養管理指導事業所であること。
ハ薬剤師が行う指定居宅療養管理指導の場合にあっては、 <u>1月当たり延べ訪問回数が50回以下（予防においては5回以下）</u> の指定居宅療養管理指導事業所であること。
ニ管理栄養士が行う指定居宅療養管理指導の場合にあっては、 <u>1月当たり延べ訪問回数が50回以下（予防においては5回以下）</u> の指定居宅療養管理指導事業所であること。
ホ歯科衛生士等が行う指定居宅療養管理指導の場合にあっては、 <u>1月当たり延べ訪問回数が50回以下（予防においては5回以下）</u> の指定居宅療養管理指導事業所であること。
□留意事項
・本加算を算定する場合は、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出が必要。
・本加算を算定する場合は、いわゆる「地域に関する状況」及び「規模に関する状況」の両方を満たす必要がある。
①「地域に関する状況」を満たす事業所とは、別添「報酬評価の対象となる地域指定」の「特別地域加算対象地域」以外の地域（「特定農山村法」「過疎法」「豪雪法」「辺地法」に該当する地域）に事業所が所在している事業所のことである。
②「規模に関する状況」を満たす事業所とは、 <u>1月当たり延べ訪問回数が50回以下（予防においては5回以下）</u> の事業所の事である。具体的には、別添「中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）確認表（平成30年度版）」にて計算した平均延訪問回数が、小規模要件を満たす事業所のことである。
・平均延訪問回数については、毎月ごとに記録するものとし、所定の回数を上回った場合については、直ちに加算の取り下げを行う。

△提出書類
・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）
・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1・1-2）
・中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）確認表

(3) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を超えて、指定居宅療養管理指導を行った場合	所定単位数×5%
◎別に厚生労働大臣が定める地域	
・別添「報酬評価の対象となる地域指定」参照	
□留意事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>本加算を算定する場合は、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出は不要。</li> <li>本加算を算定する場合は、運営規程で定められた通常の事業の実施地域を越えて、別添「報酬評価の対象となる地域指定」に記載されている地域に居住する利用者に対してサービス提供した場合に算定することが出来る。</li> <li>医科診療報酬点数表 C000 往診料の注4、C001 在宅患者訪問診療料の注9又は歯科診療報酬点数表 C000 歯科訪問診療料の注9を算定している場合は、本加算を算定することはできない。</li> </ul>	
△提出書類	
・不要	

#### 【書類の提出及び問い合わせ先】

事業所の所在する市町村	提出先
甲府市・韮崎市・南アルプス市・北杜市・ 甲斐市・中央市・昭和町	中北保健福祉事務所（長寿介護課） 甲府市太田町9-1 TEL 055-237-1383
山梨市・笛吹市・甲州市	峡東保健福祉事務所（長寿介護課） 山梨市下井尻126-1 TEL 0553-20-2796
市川三郷町・富士川町・早川町・身延町・ 南部町	峡南保健福祉事務所（長寿介護課） 南巨摩郡富士川町鰍沢771-2 TEL 0556-22-8146
富士吉田市・都留市・大月市・上野原市・ 道志村・西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村・ 富士河口湖町・小菅村・丹波山村	富士・東部保健福祉事務所（長寿介護課） 富士吉田市上吉田1-2-5 TEL 0555-24-9043

第3号様式（第4条第1項関係）

変更届出書

年　月　日

山梨県知事 殿

住所  
事業（開設）者（所在地）  
氏名  
(名称及び代表者氏名) 印

次のとおり指定（許可）を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

介護保険事業所番号											
指定内容を変更した事業所（施設）		名称									
		所在地									
サービスの種類											
変更があつた事項		変更の内容									
1	事業所（施設）の名称	(変更前)									
2	事業所（施設）の所在地										
3	事業（開設）者の名称・主たる事務所の所在地										
4	代表者の職・氏名、生年月日及び住所										
5	定款・寄附行為及びその登記事項証明書・条例等 (当該事業に関するものに限る。)										
6	事業所（施設）の建物の構造、専用区画等										
7	備品（訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業）										
8	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所 (介護老人保健施設を除く。)										
9	サービス提供責任者の氏名及び住所等										
10	運営規程										
11	協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関										
12	事業所の種別										
13	提供する居宅療養管理指導の種類										
事業実施形態											
14	(単独型、本体施設が特別養護老人ホームの場合の 空床利用型・併設型の別)										
15	入院患者又は入所者の定員										
16	福祉用具の保管・消毒方法 (委託している場合にあっては、委託先の状況)										
17	併設施設の状況等										
18	役員の氏名、生年月日及び住所										
19	介護支援専門員の氏名及びその登録番号										
変更年月日		平成	年	月	日						

- 備考 1 該当項目番号に○を付してください。  
2 変更内容が分かる書類を添付してください。

付表5 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業所の指定に係る記載事項

受付番号													
事業所	フリガナ												
	名称												
	所在地	(郵便番号 ー ) 県 郡市											
		連絡先	電話番号				FAX番号						
当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等の条文							第 条第 項第 号						
病院、診療所、薬局の別													
管理者	フリガナ				住所	(郵便番号 ー )							
	氏名												
	生年月日												
利用者の予定数		人											
従業者の職種・員数		医師		歯科医師		薬剤師		歯科衛生士		管理栄養士			
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従			
常勤(人)													
非常勤(人)													
		保健師		看護師		准看護師							
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務						
常勤(人)													
非常勤(人)													
主な掲示事項	営業日 (営業する日に○)		日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年間の休業日		
	営業時間		(平日) ~ (土曜) ~ (日・祝) ~										
	利用料		法定代理受領分(一割負担分)										
			法定代理受領分以外										
	その他の費用												
通常の事業実施地域													
添付書類		別添のとおり											

備考 1 「受付番号」欄には、記入しないでください。

- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
- 3 「主な掲示事項」については、本欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。
- 4 保険医療機関又は特定承認保険医療機関である病院又は診療所若しくは保険薬局が行うものについては、法第71条第1項の規定により指定があったものとみなされるので、本申請の必要はありません。
- 5 「歯科衛生士」には、歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師、准看護師を含みます。
- 6 「保健師」、「看護師」及び「准看護師」には、歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師、准看護師をそれぞれ除いた保健師、看護師、准看護師をいいます。
- 7 当該指定居宅サービス以外のサービスを実施する場合には、当該指定居宅サービス部分とそれ以外のサービス部分の料金の状況が分かるような料金表を提出してください。

## 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書&lt;指定事業者用&gt;

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
名 称

印

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

事業所所在地市町村番号

届出者	フリガナ 名 称						
	主たる事務所の所在地	(郵便番号一) 県 郡市 (ビルの名称等)					
	連絡先	電話番号		FAX番号			
	法人の種別			法人所轄庁			
	代表者の職・氏名	職名		氏名			
代表者の住所	(郵便番号一) 県 郡市						
事業所・施設の状況	フリガナ 事業所・施設の名称						
	主たる事業所・施設の所在地	(郵便番号一) 県 郡市					
	連絡先	電話番号		FAX番号			
	フリガナ 主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の名称						
	主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地	(郵便番号一) 県 郡市					
	連絡先	電話番号		FAX番号			
	管理者の氏名						
	管理者の住所	(郵便番号一) 県 郡市					
届出を行う事業所・施設の種類	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定(許可)年月日	異動等の区分		異動(予定)年月日	異動項目 (※変更の場合)
	訪問介護			1新規	2変更	3終了	
	訪問入浴介護			1新規	2変更	3終了	
	訪問看護			1新規	2変更	3終了	
	訪問リハビリテーション			1新規	2変更	3終了	
	居宅療養管理指導			1新規	2変更	3終了	
	通所介護			1新規	2変更	3終了	
	通所リハビリテーション			1新規	2変更	3終了	
	短期入所生活介護			1新規	2変更	3終了	
	短期入所療養介護			1新規	2変更	3終了	
	特定施設入居者生活介護			1新規	2変更	3終了	
	福祉用具貸与			1新規	2変更	3終了	
	介護予防訪問入浴介護			1新規	2変更	3終了	
	介護予防訪問看護			1新規	2変更	3終了	
	介護予防訪問リハビリテーション			1新規	2変更	3終了	
	介護予防居宅療養管理指導			1新規	2変更	3終了	
	介護予防通所リハビリテーション			1新規	2変更	3終了	
介護予防短期入所生活介護			1新規	2変更	3終了		
介護予防短期入所療養介護			1新規	2変更	3終了		
介護予防特定施設入居者生活介護			1新規	2変更	3終了		
介護予防福祉用具貸与			1新規	2変更	3終了		
介護老人福祉施設			1新規	2変更	3終了		
介護老人保健施設			1新規	2変更	3終了		
介護療養型医療施設			1新規	2変更	3終了		
介護医療院			1新規	2変更	3終了		
介護保険事業所番号							
医療機関コード等							
特記事項	変更前				変更後		
関係書類	別添のとおり						

- 備考1 「受付番号」「事業所所在市町村番号」欄には記載しないでください。  
 2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。  
 3 「法人所轄庁」欄、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。  
 4 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。  
 5 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字に「○」を記入してください。  
 6 「異動項目」欄には、(別紙1、1-2)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。  
 7 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。  
 8 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

(別紙1)

（居宅サービス・施設サービス・介護支援）

事業所番号	
事業所名称	
提供サービス	施設等の区分
各サービス共通	人員配置区分
	地域区分
	特別地域加算
	中山間地域等における小規模事業 所加算(地域に関する状況)
	中山間地域等における小規模事業 所加算(規模に関する状況)
31 居宅療養管理指導	1 なし 2 あり
	1 非該当 2 該当
	1 非該当 2 該当
	2 4級地 3 5級地
	1 1級地 6 2級地 7 3級地 5 その他
	4 6級地 9 7級地
	1 なし 2 あり

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	そ の 他							割引
			地域区分	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	その他	
各サービス共通				1 6級地	6 7級地	7 5級地	4 9級地	9 7級地	5 6級地	1 級地
		特別地域加算		1 なし	2 あり					
	中山間地域等における小規模事業所加算（地域に属する状況）		1 非該当	2 該当						
	中山間地域等における小規模事業所加算（標準に属する状況）		1 非該当	2 該当						

## 中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)確認表(平成30年度版)

◎計算の結果、「小規模に該当する」場合は、保健福祉事務所(長寿介護課)あて、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」に添付して、届出を行うこと。

サービス種別	11:訪問介護	34:介護予防居宅療養管理指導
	12:訪問入浴介護	62:介護予防入浴訪問介護
	13:訪問看護	63:介護予防訪問看護
	14:訪問リハビリテーション	64:介護予防訪問リハビリテーション
	17:福祉用具貸与	67:介護予防福祉用具貸与
	31:居宅療養管理指導	(該当サービスに○印)

・平成30年3月31日現在で、新規指定又は再開してから6月以上の実績のある事業所は①により計算すること。

・上記以外の事業所は、②により計算すること。

※月の途中に新たに事業開始もしくは再開した月については、当該月の実績を計算に含めることはできません。

### ①6月以上の事業所

月ごとに延訪問回数《実利用者数》を算定し合計した数を、営業月数で割って月平均を算定する。

平均延訪問回数《実利用者数》確認表

平成29年												平成30年			計(a)	平均(b)	
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						

(a)÷営業月数=(b)

### ②6月未満の事業所

届出月の直近の三月における月ごとの延訪問回数《実利用者》を算定し合計した数を、3で割って月平均を算定する。

平均延訪問回数《実利用者数》確認表

29年	30年												31年	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
	直近三月計(a)													
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(a)÷3=(b)	平均(b)	平均(b)	平均(b)											
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

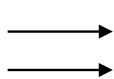
※平均延訪問回数《実利用者数》については、毎月ごとに記録し、所定の回数《人数》を上回った場合は、直ちに届出を提出すること。

### ～【参考】小規模要件～

	居宅サービス	予防サービス
訪問介護	平均延訪問回数200回以下	
訪問入浴	平均延訪問回数20回以下	平均延訪問回数5回以下
訪問看護	平均延訪問回数100回以下	平均延訪問回数5回以下
訪問リハビリテーション	平均延訪問回数30回以下	平均延訪問回数10回以下
福祉用具貸与	平均実利用者数15人以下	平均実利用者数5人以下
居宅療養管理指導	平均延訪問回数50回以下	平均延訪問回数5回以下

事業所番号を記載してください

事業所名称を記載してください



報酬評価の対象となる地域指定期

平成30年4月1日現在

『新編 金瓶梅』卷之三

※特別地図見解対象地域或三「山伏懸空云」〔足のる地及び土方翻入足可別に定める地域、平成2年厚生労働省告示第24号〕